

ダイワの暦年贈与サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第3条（本サービスの内容）</p> <p>1. 当社は、本規定及び申込者と予定受取人との間で締結された贈与契約に基づき、申込者の対象運用口における本投資一任契約の契約資産の一部（以下「対象財産」といいます。）を売却、換金のうえ、毎年1回当社所定の期日に申込者が株式会社大和ネクスト銀行に開設した円普通預金口座に振替え、予定受取人が同銀行に開設した円普通預金口座（以下「指定振込口座」といいます。）へ振込みます。なお、当社は、上記一連の行為を行う前に、毎年、申込者及び予定受取人に対し、<u>当社所定の確認書その他</u>当社が必要と認める書類の提出を求め、両者間の贈与の意思確認を行うこととします。</p> <p>2. ～5. （省 略）</p> <p>第11条（規定の変更）</p> <p><u>1.</u> 本規定は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2020年8月11日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第3条（本サービスの内容）</p> <p>1. 当社は、本規定及び申込者と予定受取人との間で締結された贈与契約に基づき、申込者の対象運用口における本投資一任契約の契約資産の一部（以下「対象財産」といいます。）を売却、換金のうえ、<u>当該金銭を毎年1回当社所定の期日に申込者が株式会社大和ネクスト銀行に開設した円普通預金口座に振替えたうえ、株式会社大和ネクスト銀行を通じ、当該口座から</u>予定受取人が同銀行に開設した円普通預金口座（以下「指定振込口座」といいます。）へ<u>上記振替金相当額</u>を振込みます。なお、当社は、上記一連の行為を行う前に、毎年、申込者<u>に当社所定の確認書の提出を</u>求めるほか、申込者及び予定受取人に対し、当社が必要と認める書類の提出を求め、両者間の贈与の意思確認を行うこととします。</p> <p>2. ～5. （現行どおり）</p> <p>第11条（規定の変更）</p> <p>本規定は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2023年4月17日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>